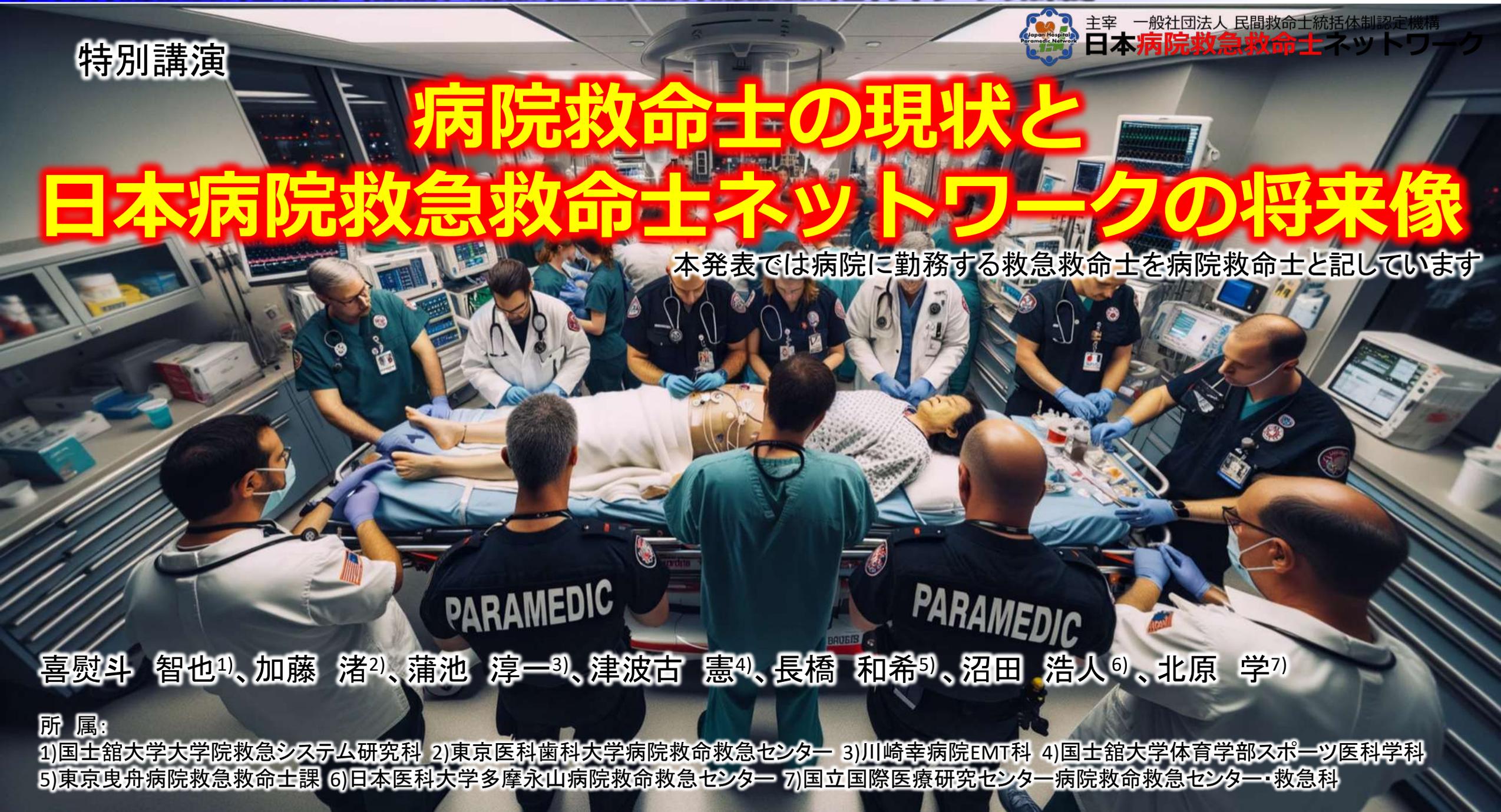




特別講演

病院救命士の現状と 日本病院救急救命士ネットワークの将来像

本発表では病院に勤務する救急救命士を病院救命士と記しています



喜熨斗 智也¹⁾、加藤 渚²⁾、蒲池 淳一³⁾、津波古 憲⁴⁾、長橋 和希⁵⁾、沼田 浩人⁶⁾、北原 学⁷⁾

所属:

- 1) 国士舘大学大学院救急システム研究科
- 2) 東京医科歯科大学病院救命救急センター
- 3) 川崎幸病院EMT科
- 4) 国士舘大学体育学部スポーツ医科学科
- 5) 東京曳舟病院救急救命士課
- 6) 日本医科大学多摩永山病院救命救急センター
- 7) 国立国際医療研究センター病院救命救急センター・救急科

日本病院救急救命士研究会

COI 開示

筆頭発表者名： 喜熨斗 智也

演題発表に関連し、開示すべきCOI 関係にある企業などはありません。

1. 令和4年度日本救急医療財団研究助成事業「全国の救急医療機関に勤務する救急救命士の現状調査と課題の抽出」の報告
2. 厚生労働省「救急医療における医療関係職種の在り方に関する検討会WG」での議論
3. 日本臨床救急医学会「医療機関に所属する救急救命士に関する検討委員会」の活動
4. 日本病院救急救命士ネットワークの現状
5. 職能団体「日本救急救命士会（仮）」の設立に向けて

- 1. 令和4年度日本救急医療財団研究助成事業「全国の救急医療機関に勤務する救急救命士の現状調査と課題の抽出」の報告**
2. 厚生労働省「救急医療における医療関係職種の在り方に関する検討会WG」での議論
3. 日本臨床救急医学会「医療機関に所属する救急救命士に関する検討委員会」の活動
4. 日本病院救急救命士ネットワークの現状
5. 職能団体「日本救急救命士会（仮）」の設立に向けて

令和4年度日本救急医療財団研究助成事業

全国の救急医療機関に勤務する救急救命士の現状調査と課題の抽出

- 病院救命士の**雇用状況**は把握できていない
- 病院救命士の**業務内容や課題**は調査されていない

1. 全国の救急医療機関

病院救命士の雇用状況、業務内容についての現状

2. 都道府県 MC 協議会

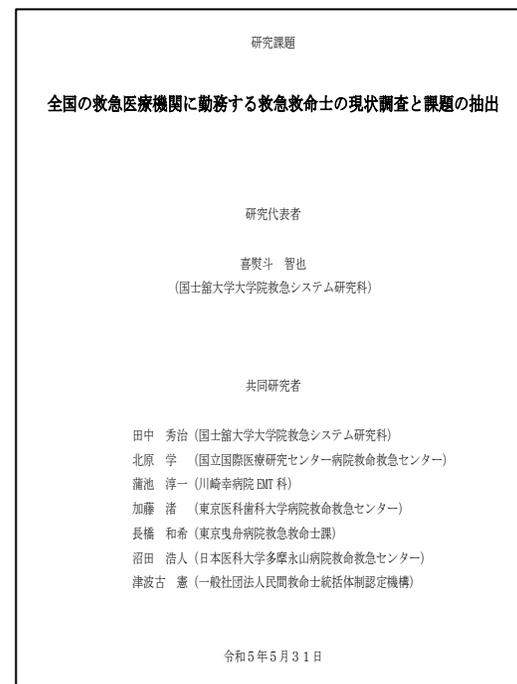
病院救命士に対する特定行為の認定の体制整備

• **全国の救急医療機関へのアンケート調査**

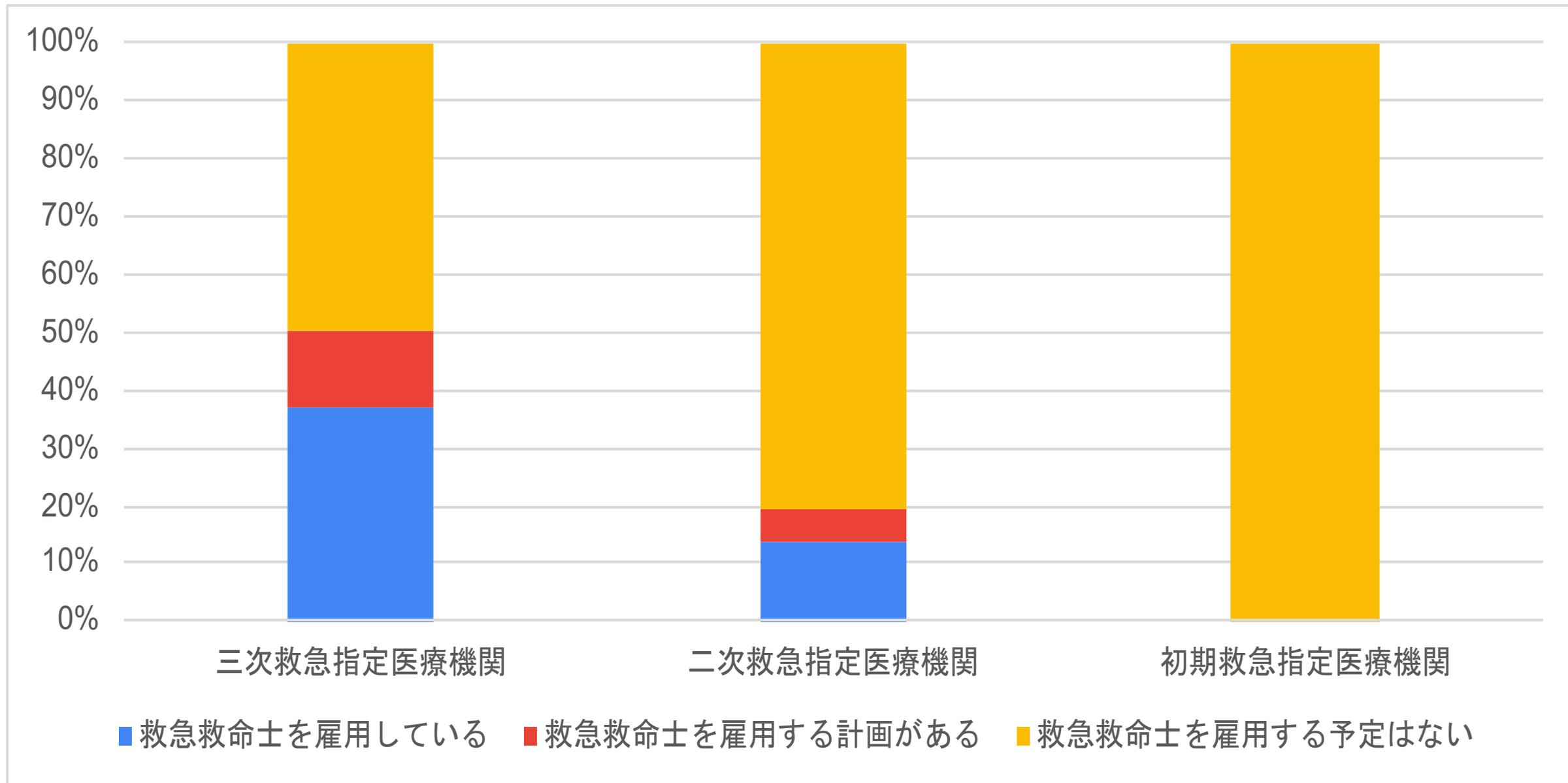
- 対象：2,978医療機関
救命救急センター295、二次救急医療機関2,246、初期救急医療機関437
- 回答率：17.3%（516医療機関）

• **全国の都道府県メディカルコントロール協議会へのアンケート調査**

- 対象：47都道府県
- 回答率：95.7%（45都道府県）



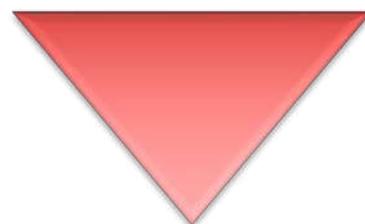
救急救命士を雇用している・雇用を検討している救急医療機関の割合



計算上の病院救命士の数

三次救急医療機関：114施設・778人

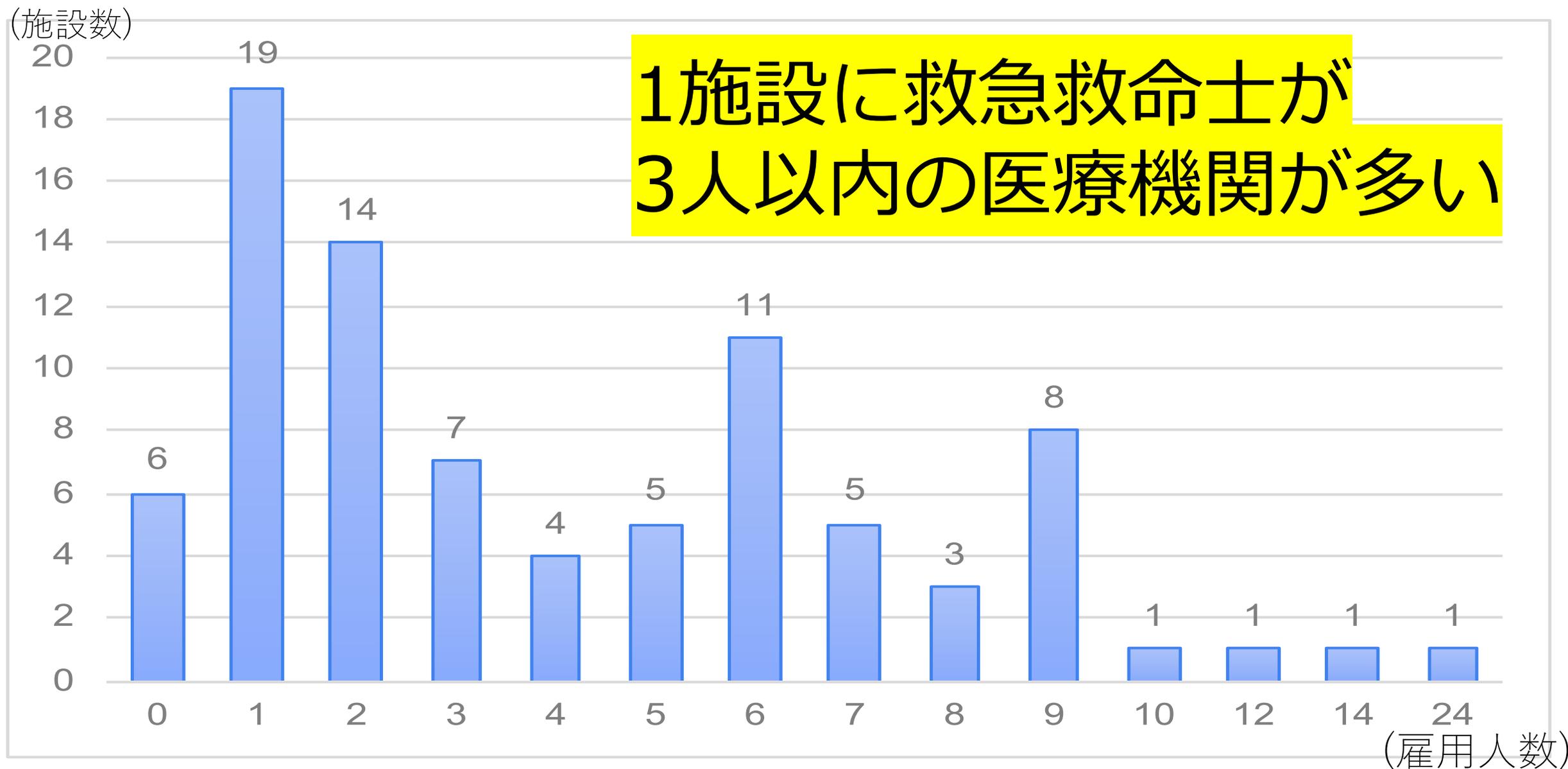
二次救急医療機関：427施設・1,738人



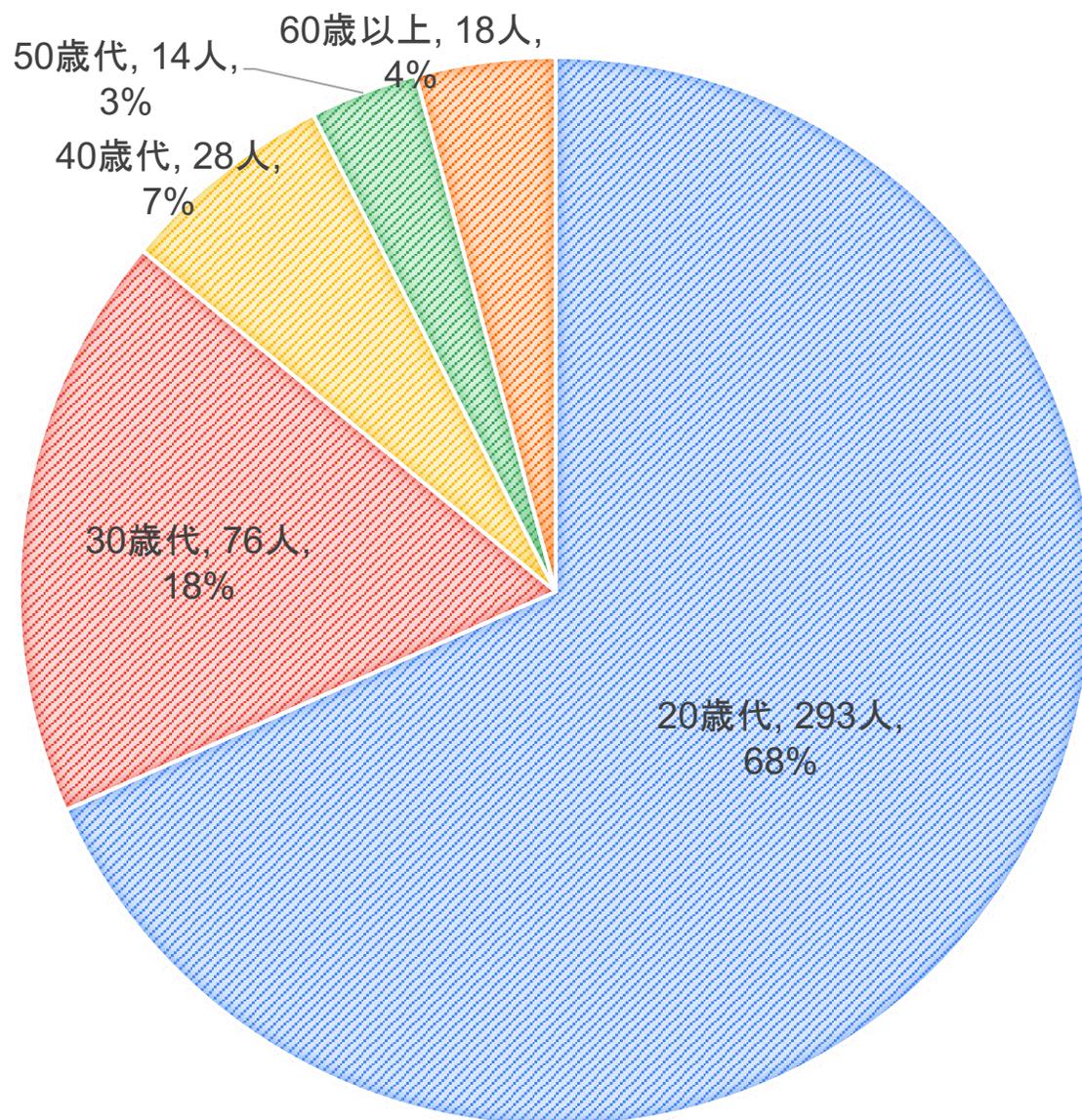
正確な数は・・・

厚生労働省が集計する医療施設静態調査の登録職種一覧の項目に2023年から救急救命士が追加される予定となっているため、その結果を待つ必要がある

医療機関ごとの常勤で雇用されている救急救命士の人数

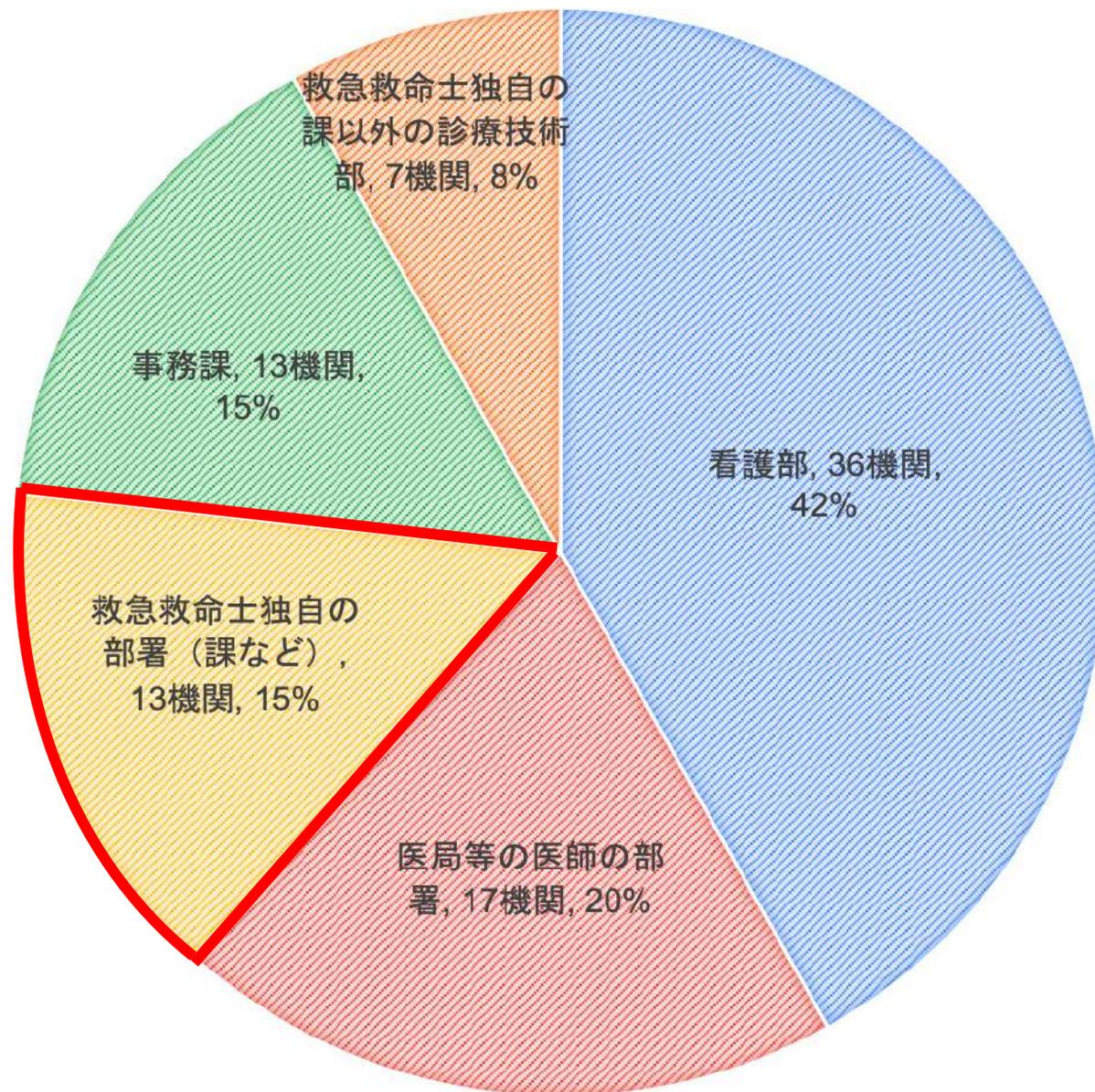


病院救命士の年齢割合



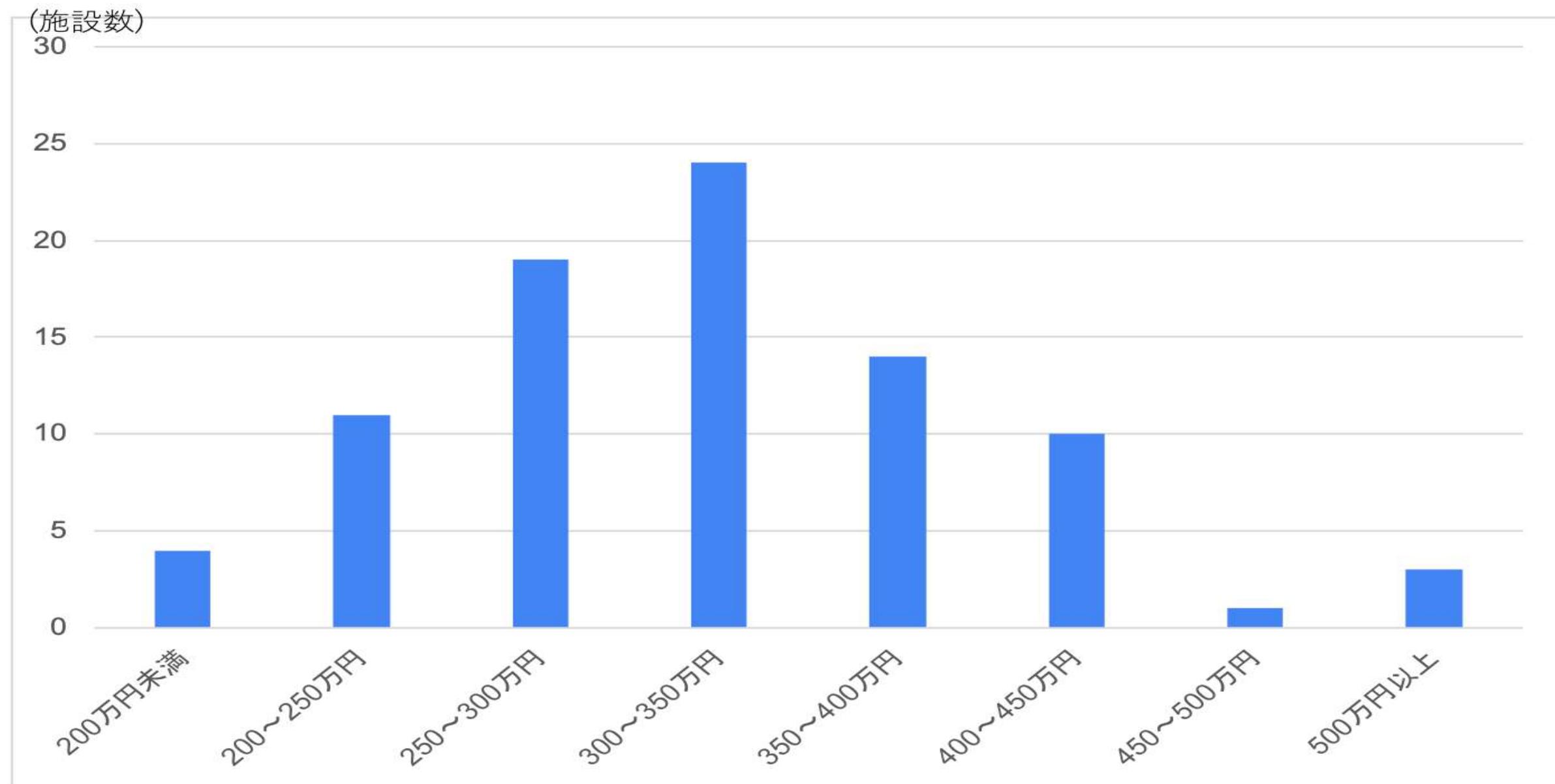
40歳未満の
救急救命士が
全体の**86%**

救急救命士が所属する医療機関内の部署



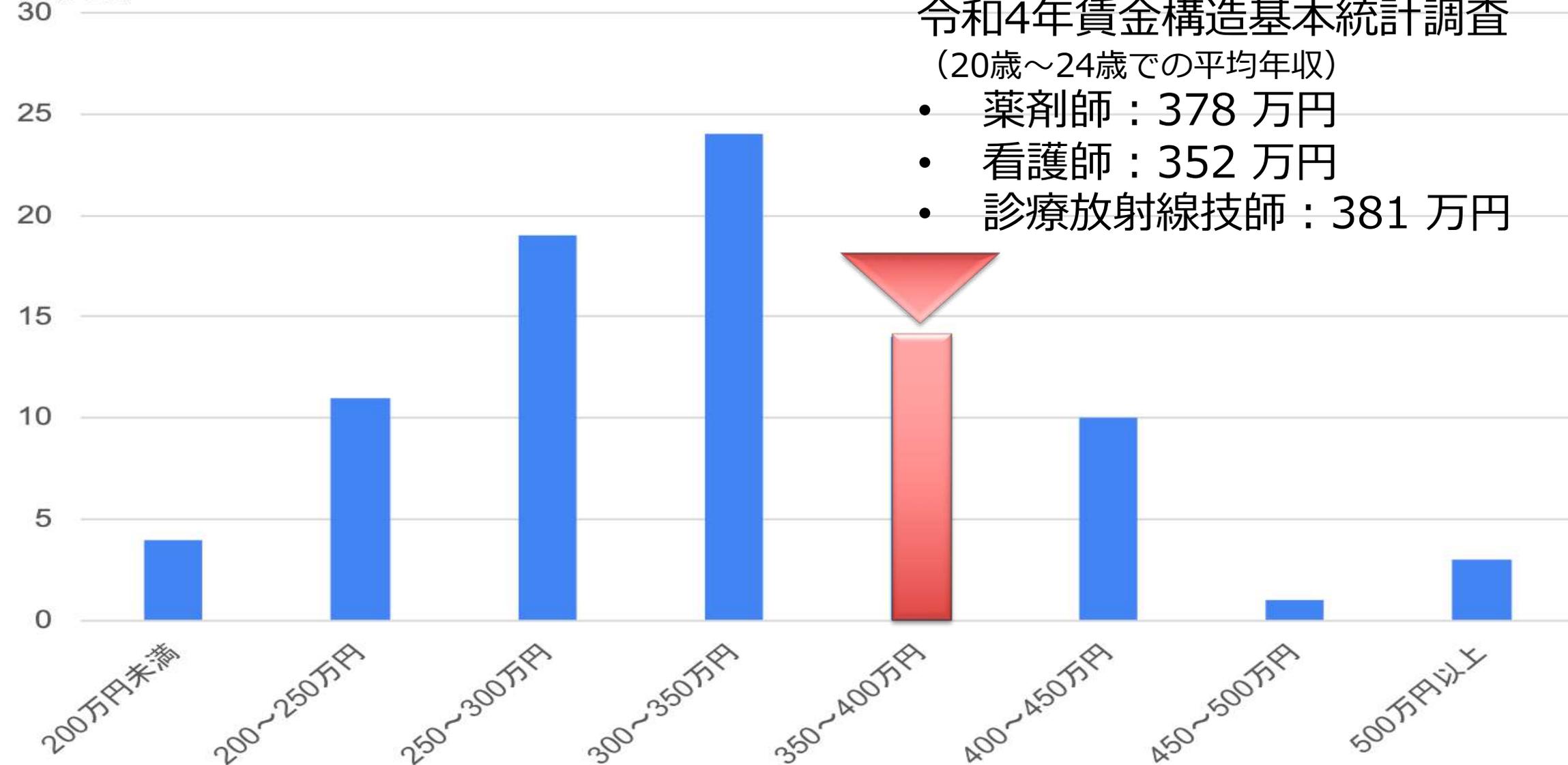
約 **10** 人の
救急救命士が
雇用されていると
独自の部署が
できそう

新卒の救急救命士の新規採用時の額面上の年収



新卒の救急救命士の新規採用時の額面上の年収

(施設数)

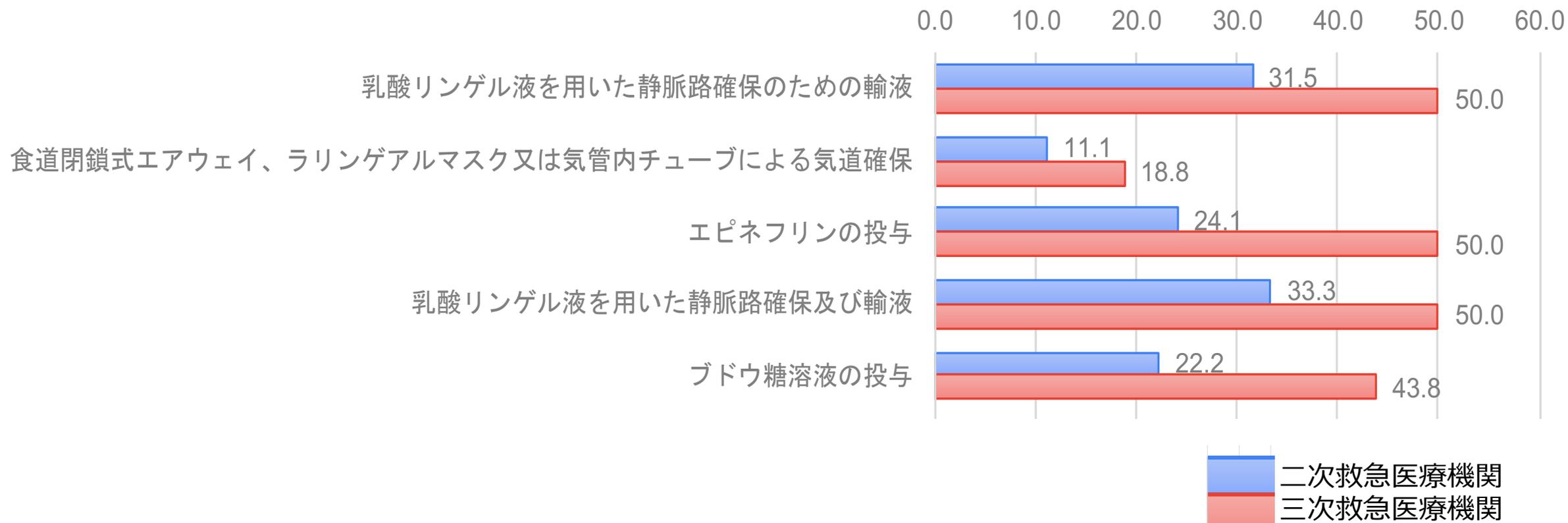


令和4年賃金構造基本統計調査

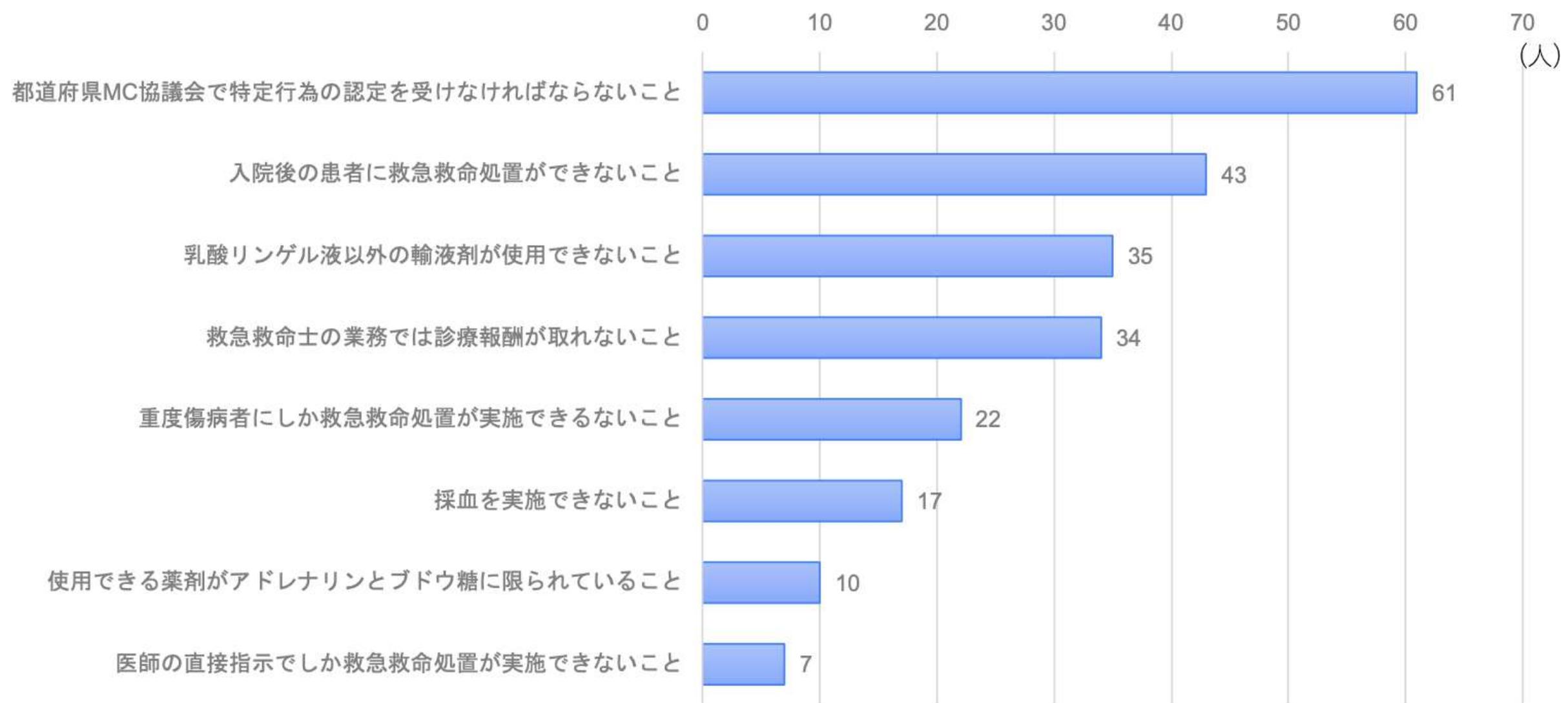
(20歳~24歳での平均年収)

- 薬剤師：378 万円
- 看護師：352 万円
- 診療放射線技師：381 万円

二次・三次救急医療機関別に見た 特定行為を業務として実施している割合



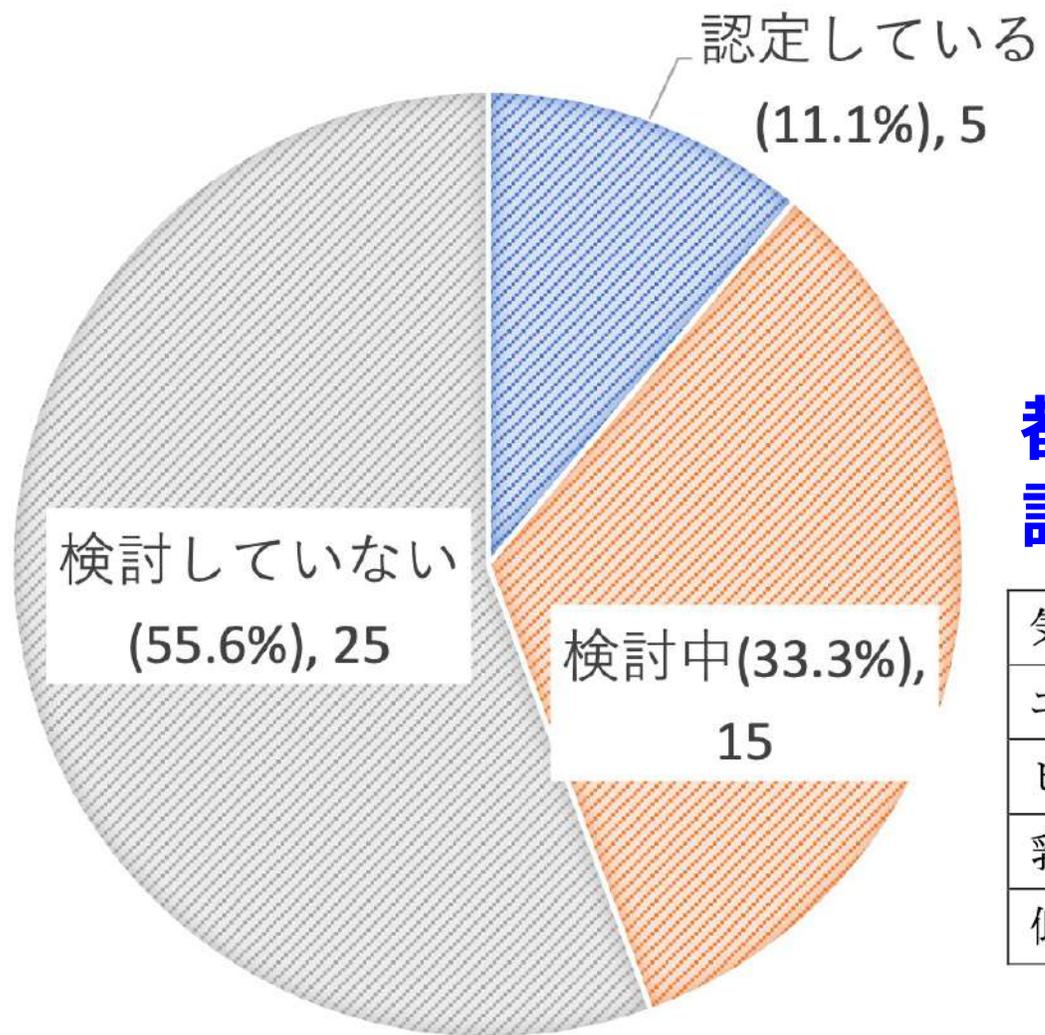
病院救命士の制度・体制で最優先で解決すべきだと思う事項



救急救命士取得年による、各特定行為の都道府県MCの認定の要否

| 項目 | 施行日 | 新試験が適応される 国家試験の回数・年月 | 都道府県MCの認定の要否 | |
|--|------------------|-------------------------|----------------------------|----------|
| | | | 新試験合格者 | 新試験合格者以外 |
|  乳酸リンゲル液を用いた静脈路確保のための輸液 | 救急救命士法 制定当初から | 第1回国家試験 (平成4年4月)以降 | 不要 | 不要 |
|  食道閉鎖式エアウェイ、ラリングアルマスクによる気道確保（気管内チューブを除く） | 救急救命士法 制定当初から | 第1回国家試験 (平成4年4月)以降 | 不要 | 不要 |
|  気管内チューブによる気道確保 | 2004年7月 | 第26回国家試験 (2004年9月)以降 | 必要 (講習は免除) (病院実習は必要) | 必要 |
|  アドレナリンの投与 | 2006年4月 | 第30回国家試験 (2007年3月)以降 | 不要 | 必要 |
|  乳酸リンゲル液を用いた静脈路確保及び輸液 | 2014年4月 | 第38回国家試験 (2015年3月)以降 | 不要 | 必要 |
|  ブドウ糖溶液の投与 | 2014年4月 | 第38回国家試験 (2015年3月)以降 | 不要 | 必要 |
|  ビデオ挿管用喉頭鏡を用いた気管挿管 | 2011年8月 | 第39回国家試験 (2016年3月)以降 | 必要 (講習は免除) (病院実習は必要) | 必要 |

都道府県MCによる病院救命士に対する特定行為の認定・管理の現状



都道府県MC協議会別の病院救命士に対して認定・管理している特定行為の種類

| | |
|---------------------------------|---|
| 気管内チューブによる気道確保 | 4 |
| エピネフリンを用いた薬剤の投与 | 5 |
| ビデオ硬性挿管用喉頭鏡を用いた気管内チューブによる気道確保 | 4 |
| 乳酸リンゲル液を用いた静脈路確保及び輸液 (対象：非心肺停止) | 4 |
| 低血糖発作症例へのブドウ糖溶液の投与 | 5 |

1. 令和4年度日本救急医療財団研究助成事業「全国の救急医療機関に勤務する救急救命士の現状調査と課題の抽出」の報告
- 2. 厚生労働省「救急医療における医療関係職種の在り方に関する検討会WG」での議論**
3. 日本臨床救急医学会「医療機関に所属する救急救命士に関する検討委員会」の活動
4. 日本病院救急救命士ネットワークの現状
5. 職能団体「日本救急救命士会（仮）」の設立に向けて

テーマ別に探す

報道・広報

政策について

厚生労働省について

統計情報・白書

所管の法令等

申請・募集・情報公開

ホーム > テーマ別に探す > 健康・医療 > 第1回救急医療の現場における医療関係職種の在り方に関する検討会ワーキンググループ (資料)

第1回救急医療の現場における医療関係職種の在り方に関する検討会ワーキンググループ (資料)

【照会先】

医政局地域医療計画課
災害等緊急時医療・周産期医療等対策室
関 (内線2550)
(代表) 03-5253-1111

議事次第

1. 座長の選出
2. 本ワーキンググループについて

(資料)

- ▶ PDF 議事次第 [PDF形式: 38KB] 
- ▶ PDF 出席者名簿 [PDF形式: 69KB] 
- ▶ PDF 【資料1】開催要綱 [PDF形式: 73KB] 

▶ テーマ別に探す

▼ 健康・医療

▶ 福祉・介護

▶ 雇用・労働

▶ 年金

▶ 他分野の取り組み

関連リンク



▶ [情報配信サービスメルマガ登録](#)



▶ [子どものページ](#)

救急医療の現場における医療関係職種の在り方に関する検討会 ワーキンググループ構成員

| 氏名 | 現職 |
|--------|---------------------------|
| 浅香 えみ子 | 一般社団法人日本救急看護学会 理事 |
| 井本 寛子 | 公益社団法人日本看護協会 常任理事 |
| 植田 広樹 | 一般社団法人日本臨床救急医学会 評議員 |
| 加納 繁照 | 四病院団体協議会 |
| 喜熨斗 智也 | 一般社団法人民間救命士統括体制認定機構 理事 |
| 児玉 聡 | 京都大学 文学研究科 教授 |
| 佐々木 隆広 | 仙台市消防局 救急課長 |
| 田邊 晴山 | 一般財団法人救急振興財団 救急救命東京研修所教授 |
| 深澤 恵治 | チーム医療推進協議会 理事 |
| 細川 秀一 | 公益社団法人日本医師会 常任理事 |
| 本多 英喜 | 一般財団法人日本救急医学会 評議員 |
| 横野 恵 | 早稲田大学 社会科学総合学術院 社会科学部 准教授 |

救急医療の現場における医療関係職種の在り方に関する検討会 ワーキンググループの役割

救命救急処置の追加・除外等を検討するのみでなく、令和3年の救急救命士法改正後、病院前での実施を前提としてきた救急救命処置が、一部医療機関内へと場が拡大されたことによる諸課題についても、救急医療を担う多職種間で広く検討する。

- 規制改革実施計画・特区要望に関する事項
 - ・革新的事業連携型国家戦略特区要望において超音波検査を先行的に実証することについて
- 救急救命処置検討委員会からの継続事項
 - ・アナフィラキシーに対するアドレナリンの筋肉内注射について 等
 - ・令和2年度までの検討で未了となっている事項の取り扱いについて
- 令和3年の救急救命士法改正に伴い、生じている課題
- その他救急救命処置の追加・除外等に関する要望 等

第2回

| 令和5年度 | |
|--------------|-----|
| 第1回 | 8月 |
| | 9月 |
| 第2回 | 10月 |
| | 11月 |
| | 12月 |
| 第3回 | 1月 |
| | 2月 |
| 第4回 とりまとめ | 3月 |

救急救命処置に関する検討事項 (第1回WG議事録より)

1. 心肺停止に対するアドレナリンの投与等の包括指示化
2. アナフィラキシーに対するアドレナリンの筋肉内投与
3. 気管切開チューブの事故抜去時にチューブの再挿入
4. 自動式人工呼吸器による人工呼吸
5. 幸帽児に対する卵膜の用手的な破膜
6. 乳酸リンゲル液以外で確保された静脈路からのアドレナリン投与
7. 超音波（エコー）検査

医療機関の救急救命士の課題に対するWGへの提案

• 救急救命処置の拡大

- 乳酸リンゲル液以外の輸液剤を用いた輸液の実施
- 静脈採血の実施

喜熨斗からの

• 救急救命士に対する診療報酬

- 救急救命管理料
 - 自施設から他施設への転院搬送でも加算できることを明確化する
 - 増点（現状：500点）、長時間搬送時の加算の追加
 - 救急外来での救急救命処置の実施も加算対象とする
- 医療機関に救急救命士を配置することに対する診療報酬
- 転院調整に対する診療報酬

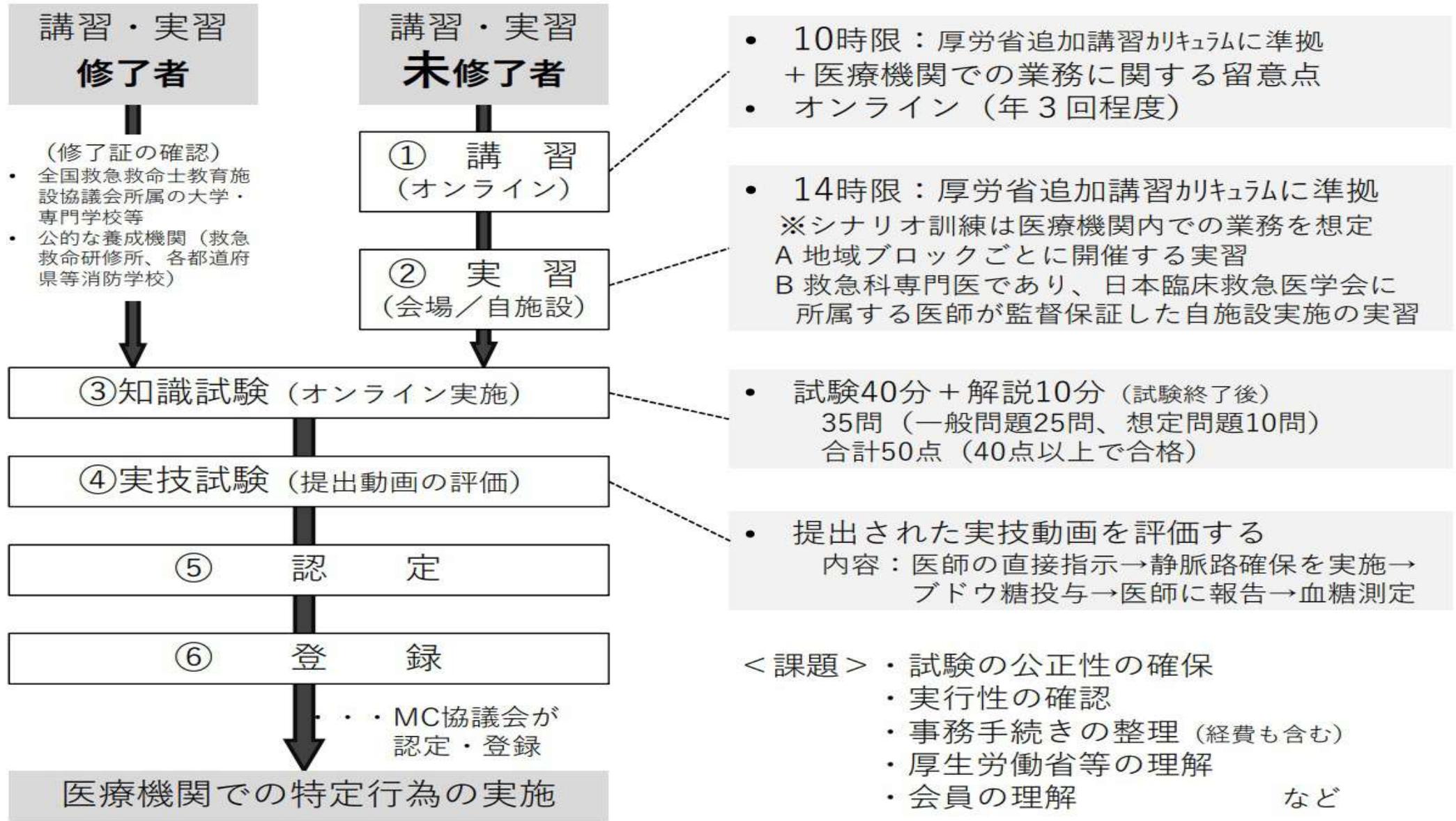
1. 令和4年度日本救急医療財団研究助成事業「全国の救急医療機関に勤務する救急救命士の現状調査と課題の抽出」の報告
2. 厚生労働省「救急医療における医療関係職種の在り方に関する検討会WG」での議論
- 3. 日本臨床救急医学会「医療機関に所属する救急救命士に関する検討委員会」の活動**
4. 日本病院救急救命士ネットワークの現状
5. 職能団体「日本救急救命士会（仮）」の設立に向けて

病院救命士の特定行為認定の課題と委員会の取り組み

- 救急救命士が新しく追加された特定行為等を実施する場合には、追加講習を修了し、都道府県MC協議会による認定を受ける必要がある。
- しかし、医療機関に所属する救急救命士に対する追加講習の機会は限られ、また都道府県MC協議会による認定体制の整備は進んでいない。
- 日本臨床救急医学会が、医療機関に所属する救急救命士を対象とした特定行為の追加講習を実施し、認定することにより医療機関において質の高い特定行為が実施される体制整備を支援する。

認定制度がある
MC協議会 **5** 県

日本臨床救急医学会による救急救命士の特定行為の追加講習と認定についての検討案



1. 令和4年度日本救急医療財団研究助成事業「全国の救急医療機関に勤務する救急救命士の現状調査と課題の抽出」の報告
2. 厚生労働省「救急医療における医療関係職種の在り方に関する検討会WG」での議論
3. 日本臨床救急医学会「医療機関に所属する救急救命士に関する検討委員会」の活動
- 4. 日本病院救急救命士ネットワークの現状**
5. 職能団体「日本救急救命士会（仮）」の設立に向けて

日本病院救急救命士ネットワーク 会員の状況

2023.11.1時点

総会員数：1,213人



主宰 一般社団法人 民間救命士統括体制認定機構
日本病院救急救命士ネットワーク

男性割合
83%

平均年齢
35.2歳

救急救命士：875人

医師：78人

看護師：55人

医療機関所属：581人（268病院）

消防：163人

教育：77人

静岡県内の病院救急救命士 連携へ初組織 設立



2023.10.8

病院に勤務する静岡県内の救急救命士が7日、初の連携組織となる部会を設立した。静岡市駿河区で開いた初会合には、病院救急救命士に加え、雇用する医療機関の関係者ら約25人が参加し、自院の活動状況や課題などを発表した。



各病院の状況を発表後、話し合いを行う参加者＝7日、静岡市駿河区



医療機関 救急救命士 採用情報



お知らせ

New!!

採用情報を更新しました。

- 11/01 東京警察病院（東京都）
- 11/01 医療法人社団誠馨会 新東京病院（千葉県）
- 10/30 長野赤十字病院（長野県）
- 10/27 医療法人社団KNI北原国際病院（東京都）
- 10/23 日野みんなの診療所（東京都）
- 10/20 勤医協中央病院（北海道）
- 10/19 川崎幸病院（神奈川県）
- 10/17 医療法人新生会 総合病院 高の原中央病院（奈良県）
- 10/16 大分市医師会立アルメイダ病院（大分県）
- 10/15 医療法人徳洲会 湘南鎌倉総合病院（神奈川県）
- 10/14 恵寿総合病院（石川県）
- 10/10 日本医科大学千葉北総病院（千葉県）
- 10/01 市立奈良病院（奈良県）

随時、医療機関の救急救命士採用情報を募集しています。
本ページへの採用情報の掲載は日本病院救急救命士ネットワークの会員が所属している医療機関に限ります。
採用情報を掲載するための登録フォームは会員専用ページ、および会員登録後に送信されるメールに記載しています。

※募集期間を終了しているものも、継続して掲載しています。掲載の削除を希望される医療機関は事務局までご連絡をお願いします。

北海道

| | |
|-------|---|
| 医療機関名 | 勤医協中央病院 |
| 所在地 | 北海道札幌市東区東苗穂5条1丁目9-1 |
| 採用情報 | https://kin-ikyo.jp/?id=recruit_area |
| 一言PR | 2022年度から新しい職能として業務を行っています。 働き方を作り上げている途上の状況です。 一緒に院内救急救命士としての働き方を作り上げたいという方を求めています。 |
| 募集期間 | 2023.10.20～定員に達するまで |

福島県

| | |
|-------|-------------------|
| 医療機関名 | 一般財団法人 温知会 会津中央病院 |
|-------|-------------------|

日本病院救急救命士ネットワークの強み

- 困っていることがありましたら、LINEオープンチャットなどで相談してみてください。
- 会員への調査・アンケートなどの実施可能なので、事務局にご連絡ください。
- みんなで力を合わせて、病院救命士を確立していきましょう。

昨年大好評
だった研修会
第2弾

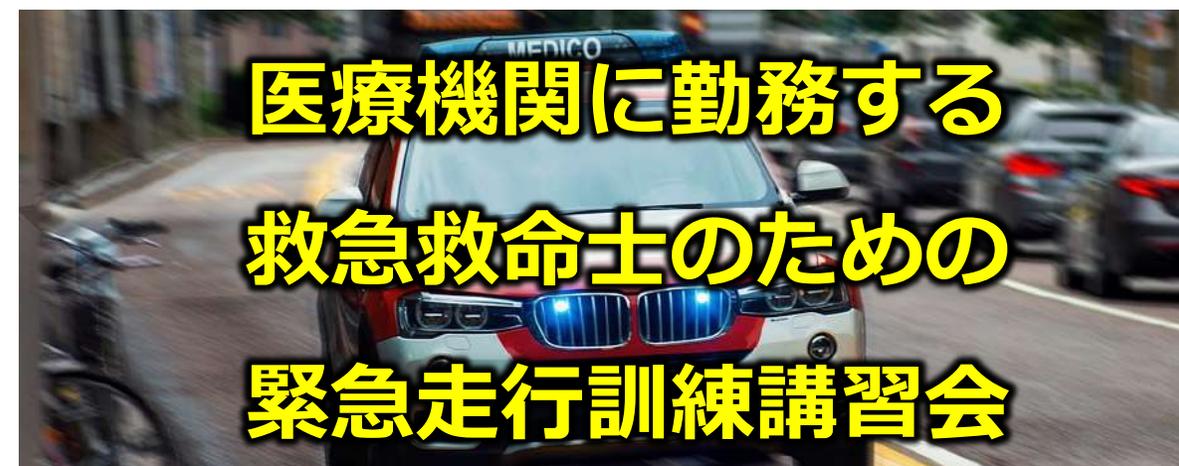
医療機関に勤務する救急救命士の
救急救命処置実施についてのガイドライン準拠

第2回

医療機関に勤務する救急救命士のための
就業前研修会

～医療機関で勤務する救急救命士に必須の研修内容をわかりやすく解説～

医療機関に勤務する
救急救命士のための
緊急走行訓練講習会



医療機関に所属する救急救命士に対する研修体制整備について



医療機関に所属する救急救命士に対する研修の講師となる人材のための教材

- 救急救命士が実施する救急救命処置に関する知識
 - 救急救命士法
 - 救急救命処置の実施
 - 救急救命処置の管理
 - メディカルコントロール体制
- 改正救急救命士法等の解説
 - 医療機関が設置する救急救命士に関する委員会
 - 救急救命士に関する委員会の検討事項
 - 医療機関に勤務する救急救命士に必要な研修

喜熨斗 智也
一般社団法人 臨床教育開発推進機構
医療機関に所属する救急救命士に対する研修体制整備委員会
(一般社団法人 民間救命士統括体制認定機構)
(国士館大学大学院救急システム研究科)

救急救命処置の実施

医療機関に所属する救急救命士に対する研修の講師となる人材のための講習会

1. 令和4年度日本救急医療財団研究助成事業「全国の救急医療機関に勤務する救急救命士の現状調査と課題の抽出」の報告
2. 厚生労働省「救急医療における医療関係職種の在り方に関する検討会WG」での議論
3. 日本臨床救急医学会「医療機関に所属する救急救命士に関する検討委員会」の活動
4. 日本病院救急救命士ネットワークの現状
5. **職能団体「日本救急救命士会（仮）」の設立に向けて**

救急救命士の活動の将来像と可能性

千載一遇のチャンス

集うべし



救急救命士を支援する議員連盟 2023.6.6設立

- 救急救命士の多様化する働き方に対して、どのような知識や技術を維持・向上し専門性を高めていくのか、多職種から必要とされ自らの地位を向上させていくのか等、取り組むべき様々な問題がある。
- 社会のニーズに応じて、多様化する救急救命士の役割がさらに国民に周知・理解されるとともに、その責務に見合う適正な評価と待遇が実現できることを目的とする。



会長
松野 先生

事務局長
金子 先生
田畑 先生

松本 先生

現在の救急救命士の抱える問題点

• 消防機関救急救命士

- 救急救命処置の範囲の拡大（災害時やCPAに対する処置包括化）
- 転院搬送業務に関する法整備（医療機関救命士の活用など）
- 認定・更新制度の見直し・労働環境の整備改善・救急業務への専念化

• 消防OB救急救命士

- 退職後も働ける事・経験を生かした再就職先の確保 救命士に関する技術知識のアップデート

• 医療機関救急救命士

- 入院後患者への処置・医療機関内救急救命処置範囲の拡大・特定行為認定
- 診療報酬の改善・転院搬送の診療報酬化

• 教育機関救急救命士

- 教育知識のさらなる拡充のためのカリキュラム、今後の生涯教育や拡大講習は
- JESAがその一部を担っていく。今後の処置拡大のために教育機関への役割を拡大

• 民間搬送救急救命士

- 民間搬送中にも処置ができるような救急救命処置範囲の拡大・認定制度の整備

現在の救急救命士の抱える問題点

• 消防機関救急救命士

- 救急救命処置の範囲の拡大（災害時やCPAに対する処置包括化）
- 転院搬送業務に関する法整備（医療機関救命士の活用など）
- 認定・更新制度の見直し・労働環境の整備改善・救急業務への専念化

• 消防OB救急救命士

- 退職後も働ける事・経験を生かした再就職先の確保・知識のアップデート

• 医療機関救急救命士

- 入院後患者への処置・医療機関での救急業務の拡大・特定行為認定
- 診療報酬の改善・転院搬送業務の拡大

• 教育機関救急救命士

- 救急業務の拡大のためのカリキュラム、今後の生涯教育や拡大講習は教育機関が担っていく。今後の処置拡大のために教育機関への役割を拡大

• 民間救急救命士

- 民間搬送中にも処置ができるような救急救命処置範囲の拡大・認定制度の整備

誰がこの問題を解決できるのか？

日本救急救命士会（職能団体）設立の必要性

2

消防機関

警察・自衛隊・海上保安庁

医療機関

民間事業者（民間救急、集客施設、警備会社、小中高校、航空・鉄道など）

救急救命士教育機関（養成教育、再教育、追加講習）

省庁・行政機関

日本救急救命士会（職能団体）設立の必要性

- 日本救急救命士会が掲げる将来構想は、すべての機関の救急救命士を対象とする。救急救命士が一致団結した会の構築と全国の救急救命士個人の参加が必須である。
- 理想的な救急医療体制の整備をするためにすべての総力を結集する必要がある。またそれを実施するためには救急救命士法改正や議員立法が必要である。今後、より一層 多職種、省庁、政府との連携を強化する必要がある。
- 日本救急救命士会（仮称）が設立されたのちには、救急救命士を支援する議員連盟との連携を進め、職能団体としての日本救急救命士会が多様化する救急救命士の有する問題の解決や、救急救命士の役割を国民に一層周知され、その責務に見合う適正な評価が実現できるうようになることを、国民すべてや政府や自治体に求める。

消防・警察・海上保安庁・自衛隊等の救急救命士

| | 団結権 | 団体交渉権 | 団体行動権 |
|--|-----|-------|-------|
| <ul style="list-style-type: none"> ・自衛隊員 ・警察官 ・消防職員 ・刑事施設で勤務する職員 ・海上保安庁職員 | × | × | × |
| <ul style="list-style-type: none"> ・一般職の国家公務員 ・一般職の地方公務員 | ○ | × | × |
| <ul style="list-style-type: none"> ・公営企業職員(郵便など) | ○ | ○ | × |

労働組合法

労働組合をつくり、会社と話し合いができることなどを保障した法律

労働三権

労働者を守るため、憲法第28条にて規定されている労働者の3つの権利

団結権

労働者が、雇う側と対等な立場で話し合うために、団結する権利。

団体交渉権

労働組合などの団体が雇う側と労働条件などを交渉できる権利。

団体行動権

労働条件改善のため団体となって仕事をしないなどのストライキ行動を起こし、抗議する権利。

総務省消防庁救急企画室長から口頭で正式回答（2023.8.10）

（回答内容は総務省公務員部にも確認済）

以下、口頭での報告を植田がまとめたものであり、文章での報告はありません。

1. 地方公務員法 第36条第1項関連（政治的行為の制限）

- 地方公務員である消防職員（救急救命士）個人が職能団体（例：日本医師会や日本看護協会）に加入することは、地方公務員法に抵触することではない。ただし、政治的行為（例：日本医師連盟や日本看護連盟のようなものに参加すること）はしてはならない。

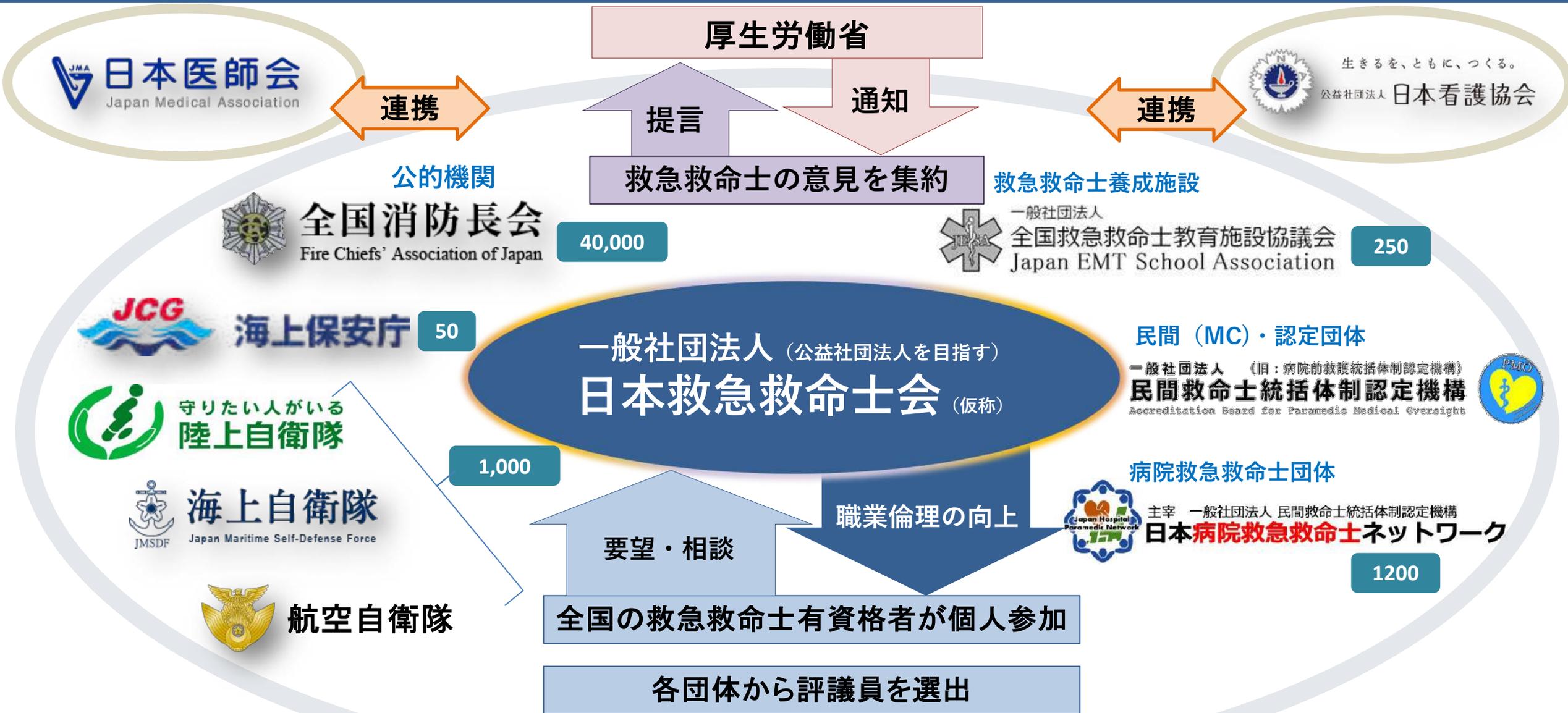
2. 地方公務員法第52条第5項関連（職員団体）団体交渉関連

- 地方公務員である消防職員（救急救命士）個人が職能団体に加入することは、地方公務員法に抵触することではない。ただし、加入して勤務条件の維持改善を図ることを目的とし、かつ、地方公共団体の当局と交渉する（労働組合のような）活動をした場合は抵触する。

3. 地方公務員法 第38条第1項関連（営利企業への従事等の制限）

- 地方公務員である消防職員（救急救命士）が全国消防長会から推薦され団体の役員に就任することは地方公務員法に抵触することではない。ただし、報酬がある場合には、任命権者（市町村長等）の許可が必要となる。

新団体構想イメージ (救急救命士の総意をまとめる団体)



JMA 日本医師会
Japan Medical Association

連携

厚生労働省

提言

通知

連携



生きるを、ともに、つくる。
公益社団法人 日本看護協会

公的機関



全国消防長会
Fire Chiefs' Association of Japan

40,000

救急救命士の意見を集約

救急救命士養成施設



一般社団法人
全国救急救命士教育施設協議会
Japan EMT School Association

250



JCG 海上保安庁 50



守りたい人がいる
陸上自衛隊

1,000

一般社団法人 (公益社団法人を目指す)
日本救急救命士会 (仮称)

民間 (MC)・認定団体

一般社団法人 (旧: 病院前救護統括体制認定機構)
民間救命士統括体制認定機構
Accreditation Board for Paramedic Medical Oversight



海上自衛隊
Japan Maritime Self-Defense Force



航空自衛隊

要望・相談

職業倫理の向上

全国の救急救命士有資格者が個人参加

各団体から評議員を選出



病院救急救命士団体

主宰 一般社団法人 民間救命士統括体制認定機構
日本病院救急救命士ネットワーク

1200

一人でも多くの患者を救命するために

- 医療機関に勤務する救急救命士が
 - 自ら、業務を分析する。
 - 自ら、業務を改善する。
 - 自ら、自分の価値を示していく。

みんなで
助け合いながら

学術的
活動

救急救命士の
環境の改革

職能的
活動

医療従事者としての救急救命士の自立
を目指して